

延滞税・利子税・還付加算金について

- 市中金利の実勢を踏まえ、事業者等の負担を軽減する観点等から、延滞税等の水準について引き下げを実施。（平成25年度改正・令和2年度改正）
- 令和7年分（令和7年1月1日から令和7年12月31日までの期間）に対応する延滞税率等については、以下のとおり。

	内 容	本 則	特		例		
			令和2年分以前	令和2年分 〔貸出約定平均金利 0.6%〕	令和3年分以後	令和6年分 〔平均貸付割合 0.4%〕	令和7年分 〔平均貸付割合 0.4%〕
延滞税	法定納期限を徒過し履行遅滞となった納税者に課されるもの	14.6%	特例基準割合 + 7.3% 〔貸出約定平均金利+1%〕 (早期納付を促す)	8.9%	延滞税特例基準割合 + 7.3% 〔平均貸付割合+1%〕 (早期納付を促す)	8.7%	8.7%
2ヶ月以内等	納期限後2ヶ月以内等については、早期納付を促す観点から低い利率	7.3%	特例基準割合 + 1% 〔貸出約定平均金利+1%〕 (早期納付を促す)	2.6%	延滞税特例基準割合 + 1% 〔平均貸付割合+1%〕 (早期納付を促す)	2.4%	2.4%
納税の猶予等	事業廃止等による納税の猶予等の場合には、納税者の納付能力の減退といった状態に配慮し、軽減 〔災害・病気等の場合には、 全額免除〕	2分の1免除 (7.3%)	特例基準割合 〔貸出約定平均金利+1%〕	1.6%	猶予特例基準割合 〔平均貸付割合+0.5%〕	0.9%	0.9%
利子税 (主なもの)	所得税法・相続税法の規定による延納等、一定の手續を踏んだ納税者に課されるもの	7.3%	特例基準割合 〔貸出約定平均金利+1%〕	1.6%	利子税特例基準割合 〔平均貸付割合+0.5%〕	0.9%	0.9%
還付加算金	国から納税者への還付金等に付される利息	7.3%	特例基準割合 〔貸出約定平均金利+1%〕	1.6%	還付加算金特例基準割合 〔平均貸付割合+0.5%〕	0.9%	0.9%

※ 令和2年分以前における「貸出約定平均金利」(財務大臣が告示)は、日本銀行が公表する前々年10月～前年9月における「国内銀行の貸出約定平均金利(新規・短期)」の平均による。

※ 令和3年分以後における「平均貸付割合」(財務大臣が告示)は、日本銀行が公表する前々年9月～前年8月における「国内銀行の貸出約定平均金利(新規・短期)」の平均による。